

令和5年9月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和5年9月8日 金曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企 画 財 政 課 長	佐 々 木 健 太 郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健 康 推 進 課 長	太 川 一 輝
長 寿 支 援 課 長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住 民 福 祉 課 長	小 中 尾 寿 隆
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔

議事日程

- 第1 報告第12号 令和4年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第2 認定第1号 令和4年度川棚町一般会計決算認定
- 第3 認定第2号 令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第4 認定第3号 令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定
- 第5 認定第4号 令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第6 認定第5号 令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第7 認定第6号 令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定
- 第8 認定第7号 令和4年度川棚町水道事業会計決算認定

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 それでは、本日の日程に入ります前に健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。健康推進課長。

健康推進課長 昨日の炭谷議員からのご質問で回答ができなかった部分がありましたので、回答させていただきます。

特定教育保育施設の町内の件数につきましては、民営のこども園及び保育所合わせて5施設となっております。以上です。

日程第1 報告第12号

議 長 それでは、日程に入ります。日程第1、報告第12号「令和4年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

町 長 報告第12号「令和4年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を付し議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。

なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後速やかに公表を行うものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私のほうから令和4年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件の詳細説明をさせていただきます。2枚目別紙をお開きください。

まず、1健全化判断比率（法第3条関係）であります。健全化判断比率の行が本町の令和4年度決算に基づく実績であります。

その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は法が定めた基準で、これらの基準を上回ると、市町村は財政の健全化あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準であります。

まず、健全化判断比率の内の実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。この2つはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので、横線で表示しております。

実質公債費比率は、6.0パーセントで、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。将来負担比率は23.5パーセントで、これも早期健全化基準の350パーセントを下回っております。

次に、2資金不足比率であります。これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、下水道事業会計、観光施設事業特別会計が対象となります。これら3つの特別会計はいずれも資金不足が生じていないため、横線で表示しております。

次に、表題を「健全化判断比率等の公表について」とした資料をお付けしております。1枚おめくりください。

1枚目に健全化法の目的や川棚町の財政状況について、2ページ目以降につきましても、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示しをしたものです。3ページ目の下段の表には、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表をお付けしておりますが、傾向としましては、実質公債比率は令和2年度から6パーセントを維持しておりますが、平成29年頃に実施した東彼地区保健福祉組合事業の償還もあり、令和5年度以降は6.5パーセント程度と若干率が高止まりとなることを予測しております。

また、将来負担比率が令和3年度と比較して7.9ポイントの減少となっております。これは令和3年度末の起債残高が庁舎建設事業に伴う借入もあ

り、約62億と増大した一方、令和4年度は起債発行額が約3億7,100万円と落ちつき、償還が一定進んだことから令和4年度の起債残高は約60億円となったことが主な要因となっております。詳しい内容につきましては後ほど資料をご覧ください。説明は省略させていただきます。

なお、一点追加にて報告を申し上げます。

3ページ下段の過去5年の推移の表を示しておりますが、昨年度の9月定例会におきまして、健全化判断比率の報告資料を報告しておりますが、こちらの令和3年度の実質公債比率を5.9パーセント、将来負担比率を30.9パーセントと表記し報告しておりましたが、議会報告後に数値の誤りが判明しましたので、今回訂正しております。

今回記載しております実質公債比率につきましては6.0パーセント、将来負担比率につきましては31.4パーセントが正しい数値であります。お詫びして訂正いたします。報告内容につきましては、以上であります。

なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表については、例年どおりお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより、公表したいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「質疑なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:07)

日程第2～8 認定第1号～認定第7号

議 長 次に、日程第2、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」から日程第8、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」までを川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明いたします。

まず、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」から認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」までについてですが、これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る7月31日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月29日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認める」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。

認定第6号につきましては、川棚町下水道事業川棚町長から令和4年度川棚町下水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月5日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月2日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された下水道事業会計の決算報告、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認める」とのご意見をいただいたところであります。

続きまして、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」について、ご説明いたします。

認定第7号につきましては、川棚町水道事業川棚町長から令和4年度川棚

町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月7日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月2日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された水道事業会計の決算報告、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認める」とのご意見をいただいたところであります。

その他、詳細につきましては、会計管理者並びに担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、追加説明、補足説明等をいただきますけれども、説明が長くなるようであれば着座にて説明されて結構であります。それでは次に一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

会計管理者 それでは、一般会計の決算認定について、ご説明いたします。お手元の決算書75ページをお開きください。

ここには実質収支に関する調書を記載しております。1の歳入総額は74億4,593万9,321円です。2の歳出総額は71億1,620万1,462円です。よって、3の歳入歳出差引額は3億2,973万7,859円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の2,733万7,000円、(3)の事故繰越し繰越額968万8,000円、計3,702万5,000円でございます。5の実質収支額は、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた、2億9,271万2,859円の黒字となっております。次に、ページを戻りまして、決算書2ページから9ページの総括的な部分をご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。それでは、決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入合計は、予算現額77億8,118万2,000円に対し、調定額76億6,538万2,078円、収入済額74億4,593万9,321円、不納欠損額847万7,986円、収入未済額2億1,096万4,771円であり、予算現額と収入済額との比較は3億3,524万2,679

円の減となっています。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております令和4年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料の1ページに前年度と本年度収入済額、不納欠損額、前年度比等を記載しておりますので、ここでは、詳しい説明は省略させていただきます。

続きまして、歳出でございます。決算書6ページから9ページまでが歳出となります。それでは8ページ、9ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額77億8,118万2,000円に対し、支出済額71億1,620万1,462円、翌年度繰越額3億3,873万5,000円、不用額3億2,624万5,538円であり、予算現額と支出済額との比較は6億6,498万538円でした。よって、歳入歳出差引残額は、3億2,973万7,859円でございます。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております「令和4年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料」の2ページに前年度と本年度支出済額、翌年度繰越額、予備費充用額、前年度比等を記載しております。詳しい説明は、省略させていただきます。

なお、その他補足資料につきましては、3ページ、4ページには歳入・歳出それぞれの款・項ごとの予算現額、収入済額、支出済額等を記載したものを、5ページには、税・料金等の過去5年間の徴収率を記載しております。

また、決算書78ページから83ページにかけては、財産に関する調書を記載しております。基金につきましては、82ページ、83ページに記載しておりますのでお開きください。

主な増減高につきましては、増額分は一般会計財政調整基金に1億円、森林環境譲与税基金に116万7,923円を積立てております。

減額分は、中山間ふるさと農村活性化基金100万円、役場庁舎建設基金1億6,840万円を取り崩し、どちらも基金より一般会計に繰り入れております。以上で説明を終わります。

(10:20)

議 長 次に、配付資料の補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 では、私のほうから本日お配りしました、「令和4年度決算補足資料（一般会計）」とした資料について説明させていただきます。お手元

にご準備をお願いします。

この資料につきましては、過去10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計からの引用により長期的な観点から財政状況を比較検証するため毎年作成し、決算補足資料として配付を行っております。

まず、1ページ目の歳入決算の状況であります。各歳入の款ごとの10年間の推移を取りまとめております。大きな増減について説明いたしますと、下から3番目にある町債であります。令和3年度11億7,446万8,000円に対し、令和4年度3億7,138万9,000円と大幅な減額となっております。これは、令和3年度に実施した庁舎建設関連の公共施設等適正管理推進事業債6億7,900万円の皆減、及び臨時財政対策債1億3,377万9,000円の減が主な要因となっております。そして1番下の行の「町債－公債費（元金）」であります。これは新たな借り入れから元金返済を差引くことによりまして、町の借金の減り具合を示した行となっております。この行がマイナスであります。町の起債残高が減っているという状況で、これがプラスになると逆に起債残高が増えているという状況となっております。現状としましては、新庁舎建設に係る公共施設等適正管理推進事業債の影響で令和元年度から起債残高が増えておりましたが、令和4年度以降はそれ以前の水準に落ち着いている状況であります。続きまして2ページをお願いします。

2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高を取りまとめた表となっております。表の上から8段目にあります「 $B / (A + C + D)$ 」の欄が財政指標として使われる経常収支比率でありまして、令和4年度は84.5パーセントでありました。参考としまして、東彼杵町、波佐見町、そして類似団体の経常収支比率を掲げております。その下には積立金現在高、地方債現在高、そして下から2行目に財政力指数を掲載しております。続きまして、3ページをお願いします。

3ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別決算の状況を取りまとめた表であります。増減の大きなものについて説明いたします。2行目総務費であります。令和3年度16億7,086万2,000円に対し、令和4年度9億4,887万7,000円と約7億円の減額となっております。これは令和3年度における新庁舎建設事業費の減額、令和4年度に

おけるふるさと納税管理費の増額などが主な要因となっております。3行目の民生費は令和3年度27億5,933万5,000円に対し令和4年度25億7,650万7,000円と約1億8,200万円の減額となっております。これは、令和3年度、4年度に実施しております国の交付金を原資とした住民税非課税世帯や子育て世帯に対する臨時給付金事業の減額が主な要因となっております。中ほどの商工費につきましては、令和3年度3億9,924万9,000円に対し、令和4年度は2億5,943万6,000円と、約1億4,000万円の減額となっております。これにつきましては、令和3年度に実施しました新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業費の皆減が主な要因となっております。続きまして、4ページ目をお願いします。

4ページ目につきましては、性質別決算の表であります。この性質別では、決算統計上のルールに沿って性質別に仕分けられたもので、義務的経費である人件費につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行したことにより、物件費から人件費に仕分けされることとなり、人件費が増額しております。

そして5ページ、6ページにつきましては、この性質別決算の状況を波佐見町、東彼杵町、郡内の2町分も取りまとめてお付けしておりますので、ご覧ください。続きまして、7ページをお願いします。

7ページ目につきましては、経常収支比率の推移のグラフであります。経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に町税、普通交付税、地方譲与税といった経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。点線が財政指標として使われる経常収支比率で、令和4年度は84.5パーセントとなっており、前年度から4.3ポイント増加しております。続きまして、8ページ目をお願いします。

8ページ目につきましては、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の推移であります。扶助費は昨年度から比較すると減少しましたが、中期的にみると増加傾向が継続しております。続きまして、9ページ目をお願いします。

9ページ目は積立金と地方債の現在高、そして町債と公債費元金償還額の推移のグラフであります。積立金につきましては、令和4年度が17億5,

300万円程度ということで、前年度と比較して6,400万円程度減額しております。この主な要因としましては、財政調整基金への約1億円の積み立てを行っておりますが、役場庁舎建設基金の取り崩しが1億6,500万円ほど生じたことが主な要因となっております。

また、地方債現在高につきましては、令和3年度が62億400万円で、前年度から3億6,400万円増加しており、庁舎建設事業債に係る起債借入れが主な要因となっております。以上で、補足説明資料について説明を終わります。

(10:28)

議 長 次に、国民健康保険事業特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保健事業特別会計、令和4年度決算についてご説明いたします。決算書の86ページ、87ページをお開きください。

歳入における調定総額18億8,543万9,300円に対し、収入済額は18億2,323万280円で、収入率は96.7パーセントとなっております。収入未済額の6,144万6,302円は、国民健康保険税の未納額であります。なお、地方税法第18条の規定により76万2,718円を不納欠損処分しております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は17億3,537万1,559円であり、予算総額18億2,227万9,000円に対しまして、95.2パーセントの執行率でありました。決算書107ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額18億2,323万280円、歳出総額17億3,537万1,559円で、歳入歳出差引額は8,785万8,721円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同じく8,785万8,721円となります。109ページをお開きください。

財産に関する調書です。基金の状況はここに記載のとおりでありまして、年度内の積立金3万1,849円を加えた1億981万9,383円の基金残高となっております。続きまして、成果報告書により説明いたしますので、成果報告書の112ページをお開きください。

総括の内容についてご説明いたします。1の決算の概要ですが、令和4年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額につきましては、こちらに記載のとおりでありまして、先ほど決算書の実質収支に関する調書によりご報告をしたところでございます。

2の歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合は14.7パーセントで、県支出金が73.2パーセント、繰入金6.8パーセント、その他5.3パーセントとなっております。

3の歳出につきましては、歳出総額のうち、保険給付費の割合が75.5パーセントと、最も高くなっております。

また、ほか総務費0.5パーセント、国民健康保険事業費納付金22.7パーセント、保健事業費1.2パーセント、その他0.1パーセントの割合となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書92ページから記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で、説明を終わります。

(10:32)

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての追加説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町後期高齢者医療特別会計、令和4年度決算についてご説明をいたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、被保険者が負担する保険料が1割、被保険者以外の現役世代の保険料の一部として徴収される支援金が4割、その他国・県・町の公費負担が5割として国民全体で支える仕組みとなっております。歳入・歳出につきましては最終的には同額となり、精算は次年度で行うこととなっております。決算書112ページ、113ページをお開きください。

歳入における調定総額2億1,182万13円に対し、収入済額は2億948万4,513円で収入率は98.9パーセントとなっております。

なお、収入済額の中に出納閉鎖期間までに還付の手続きができなかった還付未済額62,700円が含まれております。収入未済額の232万9,800円は後期高齢者医療保険料の未納額であります。先ほど申しましたよ

うに、収入済額の中に還付未済額を含んでおりますので、実際の未納額としましては239万2,500円となります。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は2億885万8,826円となり、予算総額2億1,049万3,000円に対して99.2パーセントの執行率でありました。123ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額2億948万4,513円、歳出総額2億885万8,826円で、歳入歳出差引額は62万5,687円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同じく62万5,687円となります。それでは、成果報告書によりご説明いたしますので、成果報告書の125ページをお開きください。

総括について説明いたします。1の決算の概要ですが、歳入額並びに歳出額はこちらに記載してありますとおりでありまして、先ほど決算書の実質収支に関する調書によりご説明をしたところでございます。

2の歳入につきましては、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料の割合は69.6パーセントであります。繰入金のおける割合が27.3パーセント、その他3.1パーセントとなっております。

3の歳出につきましては、歳出総額に対する総務費の割合が3.4パーセント、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が96.6パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書118ページから記載をいたしておりますので、ご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

(10:36)

議 長 次に、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。

長寿支援課長。

長寿支援課長 それでは、川棚町介護保険事業特別会計、令和4年度決算についてご説明いたします。決算書126ページ、127ページをお開きください。

歳入における調定総額14億7,046万7,893円に対し、収入済額は14億6,317万6,113円で収入率99.5パーセントとなってい

ます。収入未済額の688万2,260円は介護保険料の未済額です。不納欠損額40万9,520円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分したものでございます。次ページをお願いいたします。

歳出における支出済額は13億5,001万1,800円となり、予算総額14億6,415万6,000円に対して92.2パーセントの執行率となっています。決算書145ページをお開きください。

実質収支に関する調書となります。歳入総額14億6,317万6,113円、歳出総額13億5,001万1,800円で、歳入歳出差引額は1億1,316万4,313円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の1億1,316万4,313円となります。続いて147ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。4年度において、基金利子4万5,068円を介護保険給付費基金に積み立てており、4年度末現在高は1億5,027万3,319円となっています。令和4年度は第8期介護保険事業計画の2年目ではありますが、計画期間の財務状況は概ね順調に推移しております。次に成果報告書により説明しますので、129ページをお開きください。

1の決算の概要です。令和4年度介護保険事業における歳入総額及び歳出総額はここに記載のとおりであり、先ほど実質収支に関する調書で報告したところでございます。

2の歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合は、介護保険料19.3パーセント、国庫支出金24パーセント、支払基金交付金24.2パーセント、県支出金13.1パーセント、繰入金14.1パーセントとなっています。

3の歳出でございます。歳出総額の大部分である90.9パーセントを保険給付費が占めており、総務費1.3パーセント、地域支援事業等費7パーセント、基金積立金0.01パーセント、諸支出金0.8パーセントとなっています。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細は決算書132ページから記載しておりますので、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。以上で、令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算の説明を終わります。

議 長 次に、観光施設事業特別会計についての追加説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、令和4年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定について追加説明をいたします。決算書の150、151ページをお開きください。

歳入の収入済額は7,661万2,927円、不納欠損額と収入未済額はともに0円であります。次のページをお開きください。

歳出の支出済額は7,502万8,927円で、予算総額7,848万2,000円の約95.6パーセントの執行率でありました。次に、決算書161ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額7,661万2,927円、歳出総額7,502万8,927円であり、歳入歳出差引額158万4,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が158万4,000円ありますので、実質収支額は0円となっております。次に、成果報告書144ページをお開きください。

第一総括の1決算の概要につきましては、令和4年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書でご説明したところであります。

2歳入につきましては、歳入総額に対する諸収入の占める割合は14.4パーセント、一般会計繰入金が78.5パーセント、繰越金が7.1パーセントであります。

成果報告書145ページの2諸収入の(1)に記載しております、川棚町観光協会運営資金貸付条例に基づく貸付実績はありませんでしたので、諸収入に対する観光事業収入の占める割合は100パーセントとなっております。

次の、2諸収入(2)に記載しております、指定管理者基本協定書に基づき納付される指定管理者からの観光事業収入は、前年度納付額と比較し388万4,824円の増となっておりますが、温浴施設のしおさいの湯において、電気料金や燃料費など物価高騰の影響による支出経費の増を収入で賄うことができず赤字決算となったため、成果報告書147ページの中段の表に

記載のとおり、54万7,120円を支出し補填対応しております。

また、大崎自然公園のくじゃく園、宿泊施設のくじゃく荘、温浴施設のおさいの湯の年間の利用状況は、令和4年度においても新型コロナウイルスの影響による臨時休館や営業時間の短縮などもありましたが、令和2年度、令和3年度に比べ利用者は増加しております。しかし、コロナ禍前の推移までは回復していないのが現状であります。

成果報告書144ページに戻っていただきまして、3歳出につきましては、歳出総額に対する観光施設事業費の割合は76.7パーセント、公債費は23.3パーセントであり、予備費の支出はありませんでした。

なお、歳出に関する内容は、成果報告書146ページから149ページまでに記載しております。

また、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、歳入は決算書の156、157ページ、歳出は158、159ページに記載しておりますが、説明は省略させていただき、後ほどお目通しをしていただければと思っております。以上で、説明を終わります。

(10:47)

議 長 次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算」についてご説明いたします。決算書の11ページをお開きください。

1概況の(1)総括事項ですが、令和4年度における川棚町下水道の整備状況は、処理区域面積が318.8ヘクタールとなりました。

年間総有収水量は79万8,788立方メートルで、前年度に比べ1万1,993立方メートルの減少となりました。次に、経営の状況ですが、決算書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は4億4,321万4,753円であります。支出の第1款下水道事業費用の決算額は4億1,530万5,718円であり、翌年度への繰越額2,263万8,000円は地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月議会定例会において、繰越計算書の報告を

いたしましたとおり、東小串第4マンホールポンプ緊急修繕工事、川棚浄化センターNO.1脱水汚泥機外整備工事に係るものであります。次に、決算書3、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は2億3,703万3,350円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は3億9,370万3,329円であり、翌年度への繰越額2,536万円は地方公営企業法第26条の規定による繰越額で、去る6月議会定例会において、繰越計算書の報告をいたしましたとおり、小串郷外マンホール蓋交換工事、惣津地区污水枝線（その9）開削工事、惣津地区污水枝線（その8、9）開削工事に伴う水道管移設工事に係るものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載しておるとおり補填を行っております。次に、決算書5ページ、6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページの最下行に記載のとおり本年度の経常利益は2,410万1,968円であります。6ページに記載のとおり前年度の繰越欠損金が2,729万3,209円でありますので、当年度の未処理欠損金は319万1,241円となります。

次に、7、8ページには剰余金計算書。9ページ、10ページには貸借対照表。11ページから16ページには事業報告書を記載しております。17ページ、18ページにはキャッシュフロー計算書。19ページ、20ページには固定資産明細書。21ページから26ページには企業債明細書。27ページから31ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で、説明を終わります。

(10:52)

議 長 次に、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算」について、ご説明いたします。決算書の11ページをお開きください。

1概況の(1)総括事項ですが、令和4年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万3,295人で、その約99.5パーセントに

あたる1万3,223人に給水をいたしました。年間総配水量は206万3,004立方メートルで、前年度に比べ6,543立方メートルの減少となりました。

年間総有収水量は180万2,976立方メートルで、前年度に比べ6万1,165立方メートルの減少となりました。

また、有収率につきましても、前年度に比べ2.7ポイント減少し、87.4パーセントとなりました。次に、経営の状況ですが、決算書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は3億5,429万4,562円であります。支出の第1款水道事業費用の決算額は3億2,333万4,036円であります。次に、決算書3ページ、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は60万7,200円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は9,726万6,826円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補填を行っております。次に、決算書5ページ、6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページの最下行に経常利益を記載しておりますが、2,861万216円の経常利益となっております。6ページで前年度繰越利益剰余金を加算した8,992万3,512円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に7ページ、8ページには剰余金計算書。9ページ、10ページには貸借対照表。11ページから16ページには事業報告書を記載しております。次に17ページ、18ページにはキャッシュフロー計算書。19ページ、20ページには固定資産明細書。21ページ、22ページには企業債明細書。23ページから27ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で、説明を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:56)

(…休憩 憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(11:10)

議 長 ここで、企画財政課長より更なる補足説明の申し出があつておりますので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長 すみません。お手元に令和4年度決算補足資料（一般会計）をご準備ください。先ほどこちらの資料の9ページであります。私のほうから、9ページの地方債現在高につきまして、令和3年度におきまして、62億となっておりますという説明をさせていただきました。併せて令和4年度の状態について説明いたします。令和4年度は60億4,900万の起債残高となっております。前年度から比較しますと約1.5億円程度の減少となっております。こちらにつきましては、令和3年度は先ほど説明しましたとおり庁舎建設関連の起債が増加をしておりますが、令和4年度は下の棒グラフにもありますとおり、棒グラフのピンクでお示ししておりますが、新たな起債としまして3億7,000万程度の起債、それに対しまして、黄色のほうで償還の数字をお示ししておりますが、償還が5億2,000万程度ということで一定償還が進んでおります。これで1.5億程度の償還が進んでおりますので、負債残高としては6億4,000万程度と落ち着いている状況でありますので、追加で説明させていただきます。以上です。

議 長 これから各会計についての説明を受け、これから質疑を行います。説明が終わりましたので質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載してあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配付をされております。さらに、決算審査特別委員会に付託する予定であります。

また、決算審査特別委員会では各分科会に分かれて審査をいたしますので、所管に係る詳細については各分科会で質疑できるものと思いますので、この点お含みの上、各会計の歳入・歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いいたします。議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。

なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は一

議題につき3回との原則であります。会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたします。

議 長 それではまず初めに、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

3 番 山 口 成果報告の15ページの一番下のところの、いわゆる滞納者に対する「預貯金、給与等の財産差押（40件）を執行した。」と、「特に、給与差押を重点的に行い、継続的な換価に繋げた。」ということでございますが、この40件での金額と、この換価するためには物件を何らかの形で競売とか何とか、かけてるんじゃないかと思いますが、これを定期的に行っているのかどうか。そこの点を、その競売については年に何回ぐらい行っているのか。そしてこれは町独自じゃなくて、恐らくほかの市町との合同競売じゃないかと思いますが、そこら辺をちょっと説明をお願いしたいと。以上です。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 ちょっと資料を出しますので、しばらくお待ちください。

それでは、山口議員のご質問についてお答えいたします。こちらの財産差押につきましては、内容としましては、国税還付金と給与と年金と預貯金の差押でございます。実際に検索して財産を差し押さえたものではなく、先ほど申し上げた件であります。ですので、以前検索によって差押品がございましたけれども、そちらに関しましては、令和4年度中に全て換価しておりますので、押収品につきましてはございません。先ほど申しましたような差押内容でございますので。金額につきましては、本日は資料を準備しておりませんが、件数の内訳はちょっと準備しまして、国税還付金が11件、給与は7件、年金は1件、預貯金は18件でございます。この中で給与及び年金につきましては、給与は差押を始めましたら毎月換価していきましますし、年金につきましては、2か月に1回換価していきましますので、継続的な差押をしております。金額につきましては、また後日お知らせしたいと思っております。以上です。

議 長 金額については後ほど提示されると思います。ほかにありませんか。山中議員。

1 2 番 山 中 12番、山中です。決算書の29ページ、成果報告書は21

ページのふるさと応援寄附金でございます。令和4年度は1億円に達したということで非常に頑張っていると思うんですけども、その中でどういう返礼品が一番人気があるのか、上位を少し紹介していただけたらというところと、1億842万円と書いてありますが、そのうち、返礼品などお返しして、どのくらいの収入が川棚にあったのかというところまでお願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 山中議員のご質問にお答えします。ちょっと詳細の資料はございませんが、最も人気があるものにつきましては、カイトック様が出されておりますパジャマが最も本町においては人気の返礼品となっております。

なお、収益といいますか、その収支の状況につきましては、決算書の29ページでふるさと応援寄附金が1億800万ということで、このうち、企業版ふるさと納税が100万円ございましたので、ご質問は恐らく個人版だと思っておりますが、差し引きしますと1億700万の個人版のふるさと応援寄附金がございました。これに対しまして、成果報告書をご覧いただくとわかりますが、成果報告書の27ページの中ほどにふるさと応援寄附金の返礼品等の諸経費としまして6,066万円を支出しておりますと、掲載しておりますので、こちらの差引額が概ねの町の収益ということになります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:21)

議 長 続いて、認定第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:22)

議 _____ **長** 続いて、認定第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:22)

議 _____ **長** 続いて、認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:23)

議 _____ **長** 続いて、認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:23)

議 _____ **長** 続いて、認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」について質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですか。質疑なしと認め、これで認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:24)

議 _____ **長** 続いて、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(11:24)

議 _____ **長** お諮りをいたします。ただいま議題となっております、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、13人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和4年度各会計決算認定については、13人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、議長を除く議員13人を指名したいと思

ますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、このあと休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思っております。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 2 6)

(…休 憩…)

(1 1 : 3 6)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで先ほど山口議員の質問に対する答弁について、税務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可し、説明をお願いをいたします。税務課長。

税 務 課 長 はい。先ほど山口議員から成果報告15ページにつきましてご質問がありました、財産差押40件の金額でございますけども、差押40件に対しまして換価回数は95回でありまして、金額につきましては総額185万8,376円でございます。以上です。

議 長 ただいま、お手元に配付をしております決算審査特別委員会名簿のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に堀田一徳委員、副委員長に増山真理委員。

また、分科会の正副主査を常任委員会の正副委員長とすることに決定をいたしました。以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では十分に審査を行っていただき、本定例会最終日まで審査報告書の提出をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 1 : 3 8)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 毛 利 喜 信

会 議 録 署 名 議 員 小 牟 田 一 紀